

愛知県農林水産関係 設計変更ガイドライン

平成31年4月

愛知県 農林基盤局 農地部 農林総務課

はじめに

土木工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更が生じる場合がある。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正品確法）」において、発注者の責務が明確化され、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」に必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けられた。

本県では、「愛知県公共工事請負契約約款」において設計変更の手続を定め、「愛知県農林水産農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領」では設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項（変更理由、変更の範囲、手続及び様式）を定めている。

「愛知県農林水産関係設計変更ガイドライン」は、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等をまとめ、これを請負者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的に策定したものである。

目 次

I 設計変更ガイドライン-----P1～P33

II 参考資料-----P34～P57

愛知県公共工事請負契約約款(抜粋)

工事標準仕様書(農地関係)(抜粋)

林務関係工事標準仕様書(抜粋)

林務関係森林整備工事標準仕様書(抜粋)

愛知県農業水産局及び農林基盤局農林水産設計変更事務取扱要領

I 設計変更ガイドライン 目次

1	設計変更ガイドライン策定の背景 P 1	(5)	設計図書に明示されていない施工条件について予期 することができない特別な状態が生じた場合の手続き
	(1) 土木請負工事の特徴	(6)	工事中止の場合の手続き
	(2) 発注者・請負者の留意事項	(7)	「設計図書の照査」の範囲をこえるもの
	(3) 適切な設計変更の必要性	(8)	請負者からの請求による工期の延長
	(4) ガイドライン策定の目的	(9)	発注者の請求による工期の短縮
	(5) ガイドラインの適用範囲		
2	設計変更が適切に実施される為には P 3	6	設計変更に関わる資料の作成 P23
3	設計変更手続きフロー P 4		(1) 設計照査に必要な資料作成
4	設計変更が不可能なケース P 7		(2) 設計変更に必要な資料作成
	◆基本事項	7	関連事項 P25
5	設計変更が可能なケース P 8		◆指定・任意の正しい運用
	◆基本事項及び留意事項		◆入札・契約時の設計図書等の疑義の解決
	◆愛知県農林水産部設計変更事務取扱要領による変更理由		◆農地関係工事「設計・施工条件確認会議」
	◆設計変更による契約変更の範囲	8	条件明示について P29
	◆設計変更の手続	9	設計図書の照査について P30
	◆契約変更の手続		
	(1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に 対する質問回答書が一致しない場合の手続き		
	(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き		
	(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き		
	(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しない場合の手続き		

注) 表中において

「約款」とは「愛知県公共工事請負契約約款」を示す。

「事務取扱要領」とは「愛知県農業水産局及び農林基盤局設計
変更事務取扱要領」を示す。

「標準仕様書農地」とは「工事標準仕様書（農地関係）」、

「標準仕様書林務」とは「林務関係工事標準仕様書」、

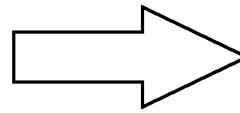
「標準仕様書森林」とは「林務関係森林整備工事標準仕様書」

を示す。

1 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

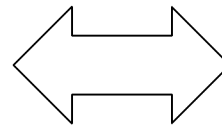


当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

(2) 発注者・請負者の留意事項

発注者は

設計積算にあたって、工事内容に関する現場条件については、特記仕様書に記載するよう努めること。



請負者は

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合についても、条件変更の確認請求手続きを行うことが重要である。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

『発注関係事務の運用に関する指針』P4抜粋

(3) 適切な設計変更の必要性

平成26年6月に改正された品確法において、その基本理念に「請負契約の当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結しなければならない」と明記され、併せて、「適切に設計変更を行うとともに、これに伴って必要となる請負代金や工期の変更を行うこと」が発注者の責務として明記された。また、品確法に基づいて国が定めた基本方針と関係省庁連絡会議が発注者共通の指針としてとりまとめた運用指針においても適切に設計変更を行うことが明記された。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行わなければならない。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

(4) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と請負者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

(5) ガイドラインの適用範囲

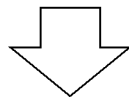
愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注する工事に適用する。
なお、工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

2 設計変更が適切に実施される為には

- ◆設計変更が適切に実施される為には
 (現場で施工する内容に見合った設計変更とするためには)

発注者

工事発注段階では、条件明示を徹底する。
 施工段階では指示・協議は書面にて約款第19条
 第3項により調査の終了後14日以内に関係局の
 調整を行ったうえで回答する。

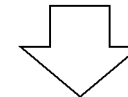


- ・積算前の現地調査
- ・条件明示項目の記載の有無の確認
- ・速やかに意思決定及び回答を行う

- ・請負者が発議した打合せ簿に対して速やかに回答する
- ・回答が遅れる場合は、回答予定日を連絡する 等

請負者

工事の着手にあたって設計図書を照査し、疑義
 が生じた場合は、速やかに約款第19条第1項によ
 る発注者に確認を請求し書面にて回答を得てか
 ら施工を行う。施工途中でも同様。



- ・設計図書の確実な照査
- ・工程を考慮した早い段階での確認の請求

3 設計変更手続きフロー

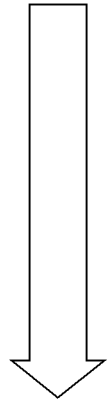
○約款第19条・第20条

発注者

【約款第20条】

設計図書の変更

(発注者が設計図書の変更を必要と認めたとき)



【約款第20条】

設計図書の変更 (発注者)

【約款第20条】

設計変更通知書 (様式3号) にて変更内容を通知

【約款第20条】

工期若しくは請負代金の変更

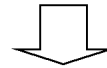
請負工事の契約成立

【約款第19条第1項】

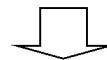
条件変更等

【標準仕様書農地1-1-3、標準仕様書林務103、標準仕様書森林103】

設計図書の照査等 (請負者)

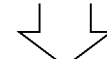


照査結果の報告 (請負者)

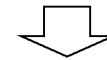


内容の確認 (発注者)

工事目的物の変更を伴うもの
指定仮設の変更



設計図書の訂正又は変更 (発注者)



【約款第19条第4項】

【約款第19条第5項】

請負者

【標準仕様書、特記仕様書等】

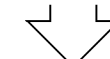
請負者からの設計図書の
条件変更の確認請求



通知 (請負者)



工事目的物の変更を伴うが
請負者の都合によるもの
任意仮設の変更



設計図書の変更は行わない

※詳細は、愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領による。

- 軽微な設計変更は施工後に請負代金額及び工期の契約変更を行う。【事務取扱要領第6】
- それ以外は、契約変更の手続きをその都度行う。



◆その他「約款」に記載されている設計・契約変更の対象となる事項

- ◇第 9 条：特許権等の使用
- ◇第 16 条：支給材料
- ◇第 18 条：設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- ◇第 21 条：工事の中止
- ◇第 22 条：請負者の請求による工期の延長
- ◇第 23 条：発注者の請求による工期の短縮等
- ◇第 26 条：賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- ◇第 27 条：臨機の措置
- ◇第 28 条：一般的損害
- ◇第 30 条：不可抗力による損害

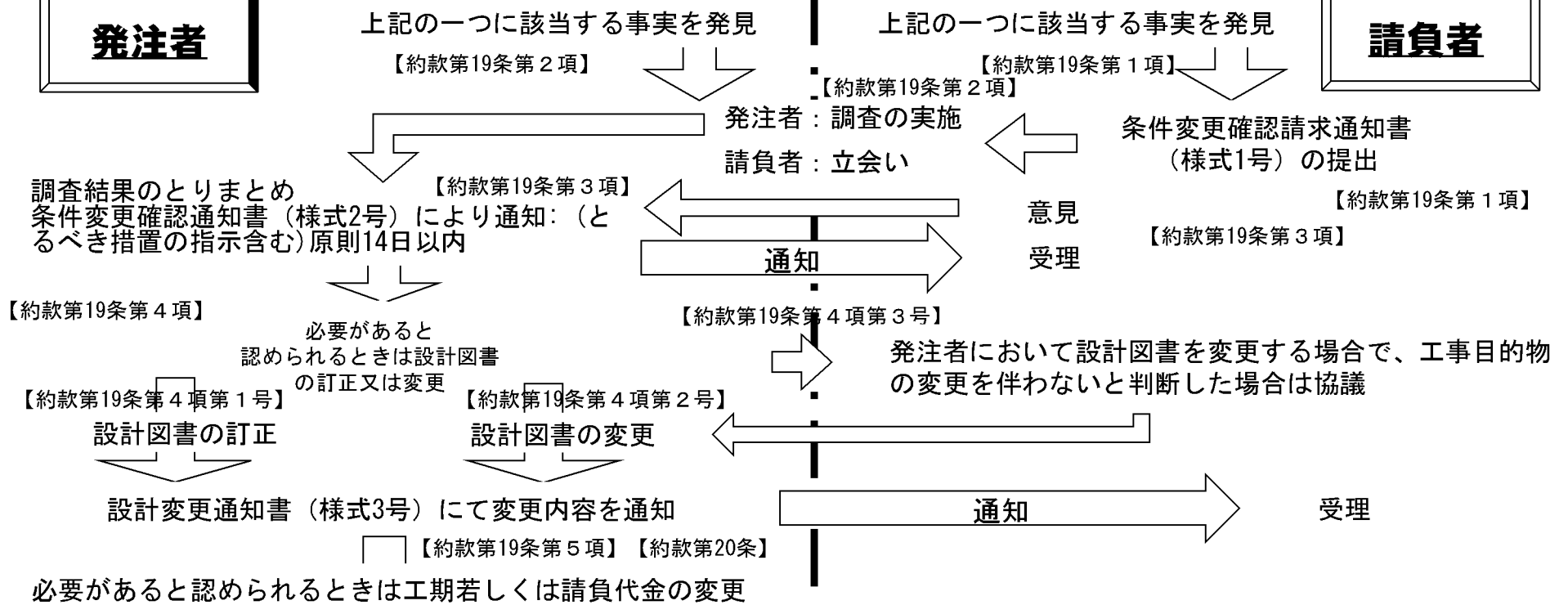
○約款第19条関係

- ①設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- ②設計図書に誤謬又は脱漏があること
- ③設計図書の表示が明確でないこと
- ④工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- ⑤設計図書に明示されていない施工条件について予想することができない特別な状態が生じたこと 【約款第19条第1項】

約款第19条による設計変更の手続

発注者

請負者



契約変更の手続

変更図面・特記仕様書・変更数量計算書等の変更設計図書の作成

指示・協議内容・現地条件と適合しているか確認

協議①工期の変更
②請負代金額の変更 【約款第24・25条】

契約締結（協議の成立）

凡 例



4 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

下記のような場合は、原則として設計変更ができない。

(ただし約款第27条(臨機の措置)での対応の場合はこの限りではない)

1. 契約図書に条件明示のない事項において、発注者に条件変更の確認請求を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合。
 対応例)請負者は約款第19条第1項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を条件変更確認請求通知書(様式第1)により監督員に提出し確認を求める。
2. 発注者に条件変更確認請求通知書を提出しているが、条件変更確認通知書による回答がない時点で施工を実施した場合。
 対応例)条件変更確認通知書による回答は、発注者が約款第19条第3項により調査の終了後14日以内にすることとなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、条件変更の確認内容によっては各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず請負者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、請負者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
3. 「承諾」で施工した場合。
 対応例)承諾とは請負者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は約款第19条による条件変更の確認請求をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。
4. 愛知県公共工事請負契約約款・工事標準仕様書に定められている愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領第5(設計変更の手続)の手続きを経していない場合。
 (約款第19条～25条、標準仕様書農地1-1-16～1-1-18、標準仕様書林務115～117、標準仕様書森林113～115)
 対応例)発注者及び請負者は協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など所定の手続を行う。
5. 正式な(指示・協議等)書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合。
 対応例)発注者は速やかに書面による指示・協議等を関係部局の調整後に行う。
 請負者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

5 設計変更が可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

1. 条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合。
(ただし、所定の手続きが必要。)
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手出来ない場合。
3. 所定の手続き(設計変更の手続)を行い、発注者の「設計変更内容の通知」によるもの。
4. 請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
5. 請負者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し請負者へ通知する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、条件変更確認通知書(様式2号)により通知する。
2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第19条5項・第20条にもとづき設計変更通知書により通知する。(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注すべきか)を明確にする。)
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

【愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領による変更理】

◆約款又は特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、以下の理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

ア 自然現象、その他不可抗力による場合 【約款第19条第1項第4号又は第5号】

＜例＞〇月〇日の大雨により、現地盤の変状が確認されたため、現地に適合するよう変更する。

＜例＞賃金や物価の変動により変更する。

イ 他事業及び施行条件等に関連する場合 【約款第19条第1項第4号又は第5号】

＜例＞発生土の搬出先について■市〇〇地内の〇〇事業〇〇地区〇〇工事を予定していたが、工程調整の結果、●市△△地内の△△事業△△地区△△工事へ変更する。

ウ 地元調整等の処理による場合 【約款第19条第1項第4号又は第5号】

＜例＞地元要望により〇〇市の排水計画に変更が生じたことから、それに合わせ当該道路の流末箇所を変更する。

＜例＞工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、敷鉄板の敷設を追加した。

エ 安全対策に基づく場合(交通誘導警備員、仮設工等) 【約款第19条第1項第4号又は第5号】

＜例＞工法変更に伴い片側交互通行となったため、交通誘導警備員を配置する必要があるため、交通誘導警備員を追加する。

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合【約款第19条第1項第4号】
＜例＞護岸の施工にあたり河床を掘削したところ、岩盤線が当初想定していた高さよりも低い位置にあったため、護岸が岩着するよう施工範囲を変更する。
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合【約款第19条第1項第4号】
＜例＞当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したため、基礎工の構造を変更する。
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合【約款第19条第1項第4号】
＜例＞土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更する。
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合【約款第19条第1項第4号】
＜例＞埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加変更する。
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合(数量、処理方法、処理場等の変更)【約款第19条第1項第4号】
＜例＞発生したAs殻にクラック抑制シート等の不要物が混入していたため、処理費用を変更する。
- カ 諸経費調整に基づく場合
- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合【約款第19条第1項第4号】
＜例＞当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多いため、ウェルポイント工法を追加変更する。
- ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合【約款第19条第1項第4号】
＜例＞測量時と現地の状況が改変されており、擁壁高さを変更する。
- ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合【約款第19条第1項第1号から第5号】

コ 事業の進捗を図るもの【約款第20条】

＜例＞設計額と契約額との差額(いわゆる執行残)、又はやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費を年度末近くにおいて別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業的效果或は投資効果を促進するため、増工する場合等。

(3) 許認可上の処理に伴うもの【約款第19条第1項第4号又は第5号】

＜例＞河川管理者からの指示により、降雨による法面浸食が想定より多いと判断されるため、堤防法面保護を種子吹付から張芝に変更する。

【設計変更による契約変更の範囲】 -愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領より-

◆設計変更により契約変更のできる範囲は、以下のいずれかに該当する場合とする。

(1)設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内の場合。

ただし、別件発注するのが妥当な場合は除くものとする。

(2)現に施行中の工事等と分離して施行することが著しく困難な場合であって設計変更による増加の額又は累計増加の額がやむを得ず当初契約金額の30パーセントを超える場合。

(3)設計変更により減額する場合。

【設計変更の手続】 -愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領より-

◆設計変更はその必要が生じた都度、知事又は所長が行わなければならない。

ただし、その増減額が当初契約金額から20パーセント以下の変更(以下「軽微な変更」という。)の範囲を超えるまでの変更は、契約期間の末までにまとめて行うことができるものとする。

◆軽微な変更の範囲を超えて設計変更の手続きを行った場合において更に変更契約を行うときは、契約変更後の増減額が当初契約金額の20パーセント以下の額にあたる変更は軽微な変更として取り扱うものとする。

ただし、当初契約金額からの増減額の累計額が当初契約金額の30パーセントの額を超える場合は適用しないものとする。

◆設計変更理由に該当するものとして、契約約款(条件変更)の規定に基づき、請負者から条件変更確認請求通知書(様式1)の通知があった場合、又は発注者自ら事実を発見した場合は、調査を行ったうえ調査結果を条件変更確認通知書(様式2)により請負者に通知しなければならない。

◆前項によるほか、必要な設計図書の変更は、知事又は所長が当該変更の内容を設計変更通知書(様式3)により、請負者に対し設計変更内容を通知しなければならない。

【契約変更の手続】 -愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領より-

- ◆設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。
ただし、軽微な変更の範囲を超えるまでの変更は、契約期間の末までにまとめて行うことができるものとする。
- ◆契約変更に伴う変更予算執行書に添付する設計変更理由書には、愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領第3の「設計変更理由」に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない。

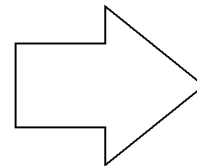
(1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合の手続き

(これらの優先順位が定められている場合を除く) <設計変更可能なケース>

○図面、仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位について規程がなく、図面と仕様書が一致していない場合には、請負者が勝手に判断して、施工を続けることは不適當であるため、請負者は、設計書、図面、仕様書等に対する質問回答書が一致していないと思われる点を発注者に確認すべきである。

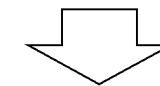
請負者

「約款第19条（条件変更等）第1項の一」に基づき、条件明示が一致しない旨を直ちに発注者に通知



発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）



請負者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- 例. ア. 設計図書の平面図と詳細図でH鋼の規格、舗装構成等の記載が一致しない場合
イ. 図面と仕様書で管材料の口径、構造物の延長等の記載が一致しない場合

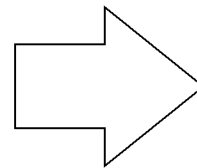
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(約款第19条第1項の二) <設計変更可能なケース>

○請負者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、請負者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

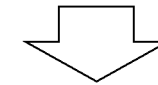
請負者

「約款第19条（条件変更等）第1項の二」に基づき、その旨を直ちに発注者に通知



発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）



請負者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- 例.
- ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
 - イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
 - ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(約款第19条第1項の三) <設計変更可能なケース>

○設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、請負者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

請負者

「約款第19条（条件変更等）第1項の三」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに発注者に通知

発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）

請負者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- 例. ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
 イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

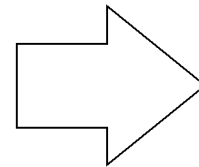
(約款第19条第1項の四) <設計変更可能なケース>

○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無等をいう。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、残土処理場、工所用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。

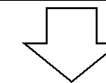
請負者

「約款第19条（条件変更等）第1項の四」に基づき、設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件とが一致しないことを直ちに発注者に通知



発注者

調査の結果、その事実が確認された場合、発注者は第4項・第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



請負者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- 例.
- ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
 - イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
 - ウ. 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が現地の規制と一致しない場合
 - エ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
 - オ. その他、新たな制約等が発生した場合

(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合の手続き

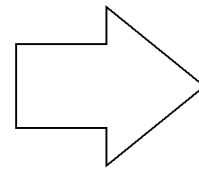
(約款第19条第1項の五) <設計変更可能なケース>

○当初は、予期することができなかつたために設計図書に施工条件として定められておらず、事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合についても、契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり当初の設計図書どおりに施工することは不適當である。

また、すでに存在しており予期することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第1項二の適用を受けることとなる。

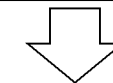
請負者

「約款第19条（条件変更等）第1項の五」に基づき、発注時に確認困難な要因による事象が現地条件と一致しないことを直ちに発注者に通知



発注者

調査の結果、その事実が確認された場合、発注者は第4項・第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



請負者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- 例.
- ア. 工事区域内に想定外の軟弱地盤層が存在し、地盤改良が必要となった場合
 - イ. 施工中に地下埋設物を発見し、撤去が必要となった場合
 - ウ. 工事区域内において埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合
 - エ. 工事区域内において住民運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害により、品質・出来形の確保及び工程遅延に影響がある場合

(6) 工事中止の場合の手続き

(約款第21条) <設計変更可能なケース>

○請負者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められる場合の手続き

請負者

発注者

地元調整や予期しない現場条件等のため、請負者が工事を施工することができない

請負者は、標準仕様書農地1-1-16第3項、標準仕様書林務115第3項、標準仕様書森林113第3項に基づき、基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る。

不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る。

基本計画書に基いた施工の実施

「約款第21条（工事の中止）第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として一時中止しなければならない。

発注者より、一時中止の指示（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）

発注者は、現場管理上、最低限必要な施設・人数等を吟味し、基本計画書を承諾

承諾した基本計画書に基づき、施工監督及び設計変更を実施

◆例＜設計変更可能なケース＞

- ①設計図書に工事着工時期が定められている時に、その期日までに請負者の責によらず施工できない場合
- ②請負者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- ③予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
- ④設計図書と実際の施工条件の相違が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ⑤埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(7) 請負者からの請求による工期の延長

(約款第22条) <設計変更可能なケース>

○請負者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

請負者

「約款第22条（請負者の請求による工期の延長）第1項」に基づき、その理由を明示した書面により発注者に通知

協議

発注者

発注者は第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行う。

請負者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- 例.
- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
 - イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
 - ウ. その他請負者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(8) 発注者の請求による工期の短縮

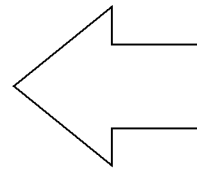
(約款第23条) <設計変更可能なケース>

○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に書面にて請求することができる。

請負者

請負者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る。

協議



発注者

発注者は、「約款第23条（発注者の請求による工期の短縮等）第1項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により受注者に請求。

受注者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- 例. ア. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
イ. その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合

6 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査に必要な資料作成

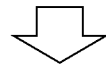
請負者は、当初設計等に対して約款第19条第1項に該当する事実が発見された場合、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

<約款第19条第1項>

請負者

発注者

約款第19条第1項に該当する事実を発見



現地と設計内容の違いについて、確認できる資料を条件変更確認請求通知書に添付し提出。



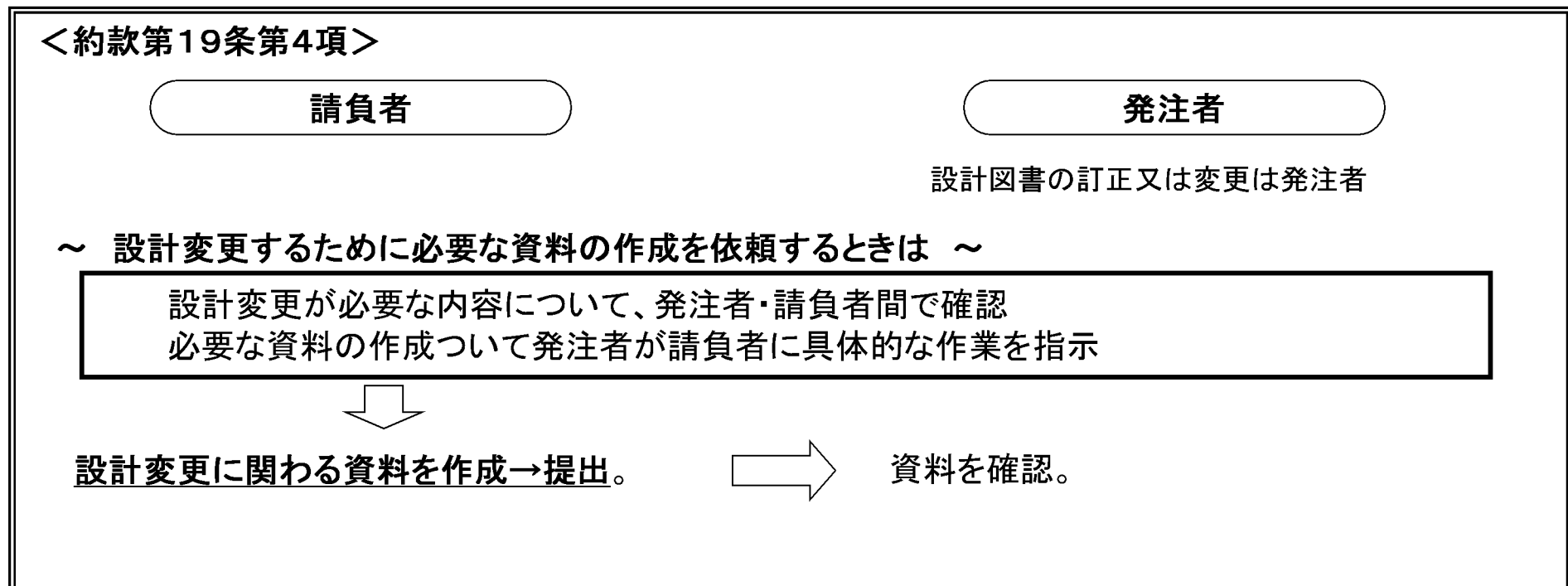
資料を確認。

この資料の作成費用は設計変更の対象としない。

(2) 設計変更に必要な資料作成

約款第19条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、約款第19条第4項に基づき発注者が行うものであるが、やむを得ず請負者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、発注者・請負者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により通知後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき請負者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。



7 関連事項

◆指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行う。
2. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。

ただし、指定・任意ともに設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

任意については、請負者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、請負者に委ねられている。（変更の対象としない）

発注者（監督員）は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛ではバック材で施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について請負者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

◎ 発注者の指定事項以外は請負者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は請負者の裁量の範囲

約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	請負者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<p><指定仮設とすべき事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 	

◆入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ・ 契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながるようになる。

【入札前】

- ・ 入札参加者は、県から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。（愛知県建設工事関係入札者心得書 第9条 入札の基本的事項 （1））
- ・ 本公告及び入札関係図書に対する質問（技術資料を作成するために必要な質問を含む。）は、次のとおり文書（様式自由。）を郵送（書留郵便に限る。）又は持参することにより受付期間内必着で提出してください。
（公告 3. （2）本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答 ア）

【契約後】

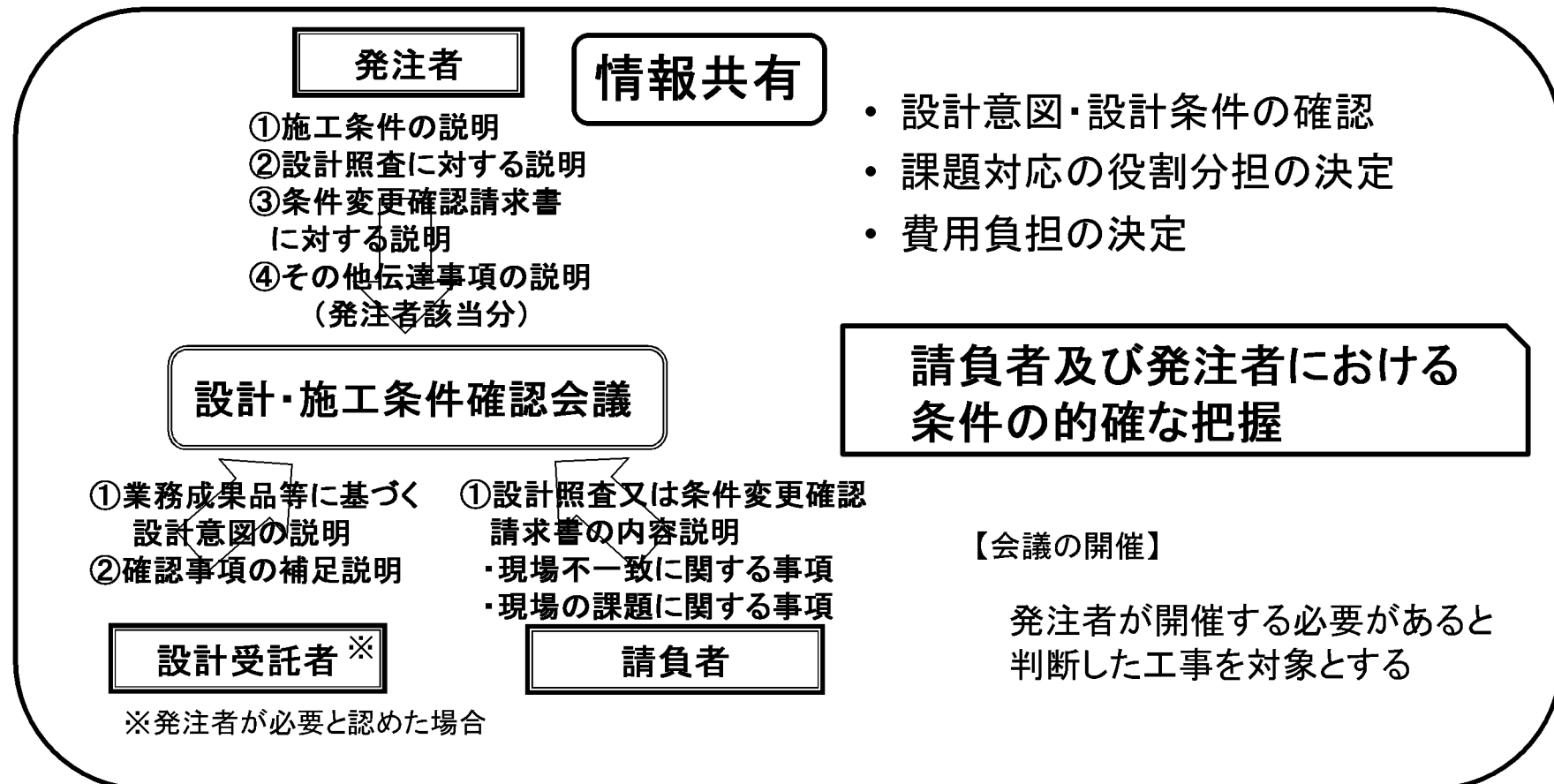
- ・ 請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員を通じて発注者にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

（標準仕様書農地1-1-3、標準仕様書林務103、標準仕様書森林103 設計図書の照査等）

◆農地関係工事設計・施工条件確認会議

農地関係工事設計・施工条件確認会議試行要領 第1条（目的）

農地関係工事設計・施工条件確認会議（以下「会議」という。）は、工事目的物の機能確保、品質向上及び安全施工を図るため、請負者及び発注者が設計・施工条件を的確に把握することを目的とする。



8. 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、約款の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

9 設計図書の照査について

◆約款及び標準仕様書において設計照査の実施は請負者の責務

(1) 約款第19条(条件変更等)

請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

(2)-1標準仕様書農地 第1編共通編第1章総則

1-1-3 設計図書の照査等

請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督員にその事実の確認できる資料を書面(「条件変更確認請求通知書」)により提出し、確認を求めなければならない。なお、施工前の照査において該当する事実がない場合でもその結果を監督員に報告するものとする。ここで、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督員から更に詳細な説明、又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(2)-2標準仕様書林務 第1章総則第1節総則**103 設計図書の照査等**

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(2)-3標準仕様書森林 第1章総則**103 設計図書の照査等**

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

◆設計図書の照査の範囲

●標準仕様書により請負者が作成する資料の範囲

- ①現場地形図・・・実測横断図
 設計図との対比図・・・当初設計図への現地盤線等の作図
 取合い図・・・当初設計図への既設構造物の追記
 施工図・・・施工ヤード等実施工程上問題となる施工資料

②更なる追加資料とは現地の事実が確認できない場合に限り要求できるものとする

注1) 更なる追加資料とは、更に詳細な説明または書面の追加を指す

注2) 現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。請負者の資料に対して更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

◆設計図書の照査の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更にあつては費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

設計照査の範囲をこえるものの事例

- ① 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 構造物への外力条件が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ③ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ④ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑤ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑥ 想定外の地下埋設物による現場条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負者の費用負担によるものとする。

◆工事請負者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

工事請負者は、約款及び標準仕様書に基づいて設計照査を行う。
また、工種毎の照査についても、適宜実施する。

◆照査について

請負者は、条件明示（工法関係、工程関係、用地関係、安全対策、建設副産物）、資料貸与及び設計図書などを主として照査を行う。

条件明示に関する項目は、設計書及び特記仕様書に明示してあるが、よくわからないことも含め、条件変更確認請求通知書で確認する。

条件の確認は重要で、発注者と請負者で認識のずれがあると、工事目的物が間違っ出来上がったり、設計変更が円滑に行われななどの問題が生じる原因となる。

資料貸与に関する項目は、資料が貸与されている場合についても、その資料中に確認したい事項があれば、条件変更確認請求通知書で確認する。

設計図書に関する項目は、設計図書に誤謬、脱漏等の事実がある場合に条件変更確認請求通知書で確認する。

確認事項が無い場合は、打合簿にて確認事項が無かったことを報告する。

Ⅱ 参考資料

1. 愛知県公共工事請負契約約款の条項(抜粋)

- ◇第1条 : 総則
- ◇第9条 : 特許権等の使用
- ◇第16条 : 支給材料
- ◇第18条 : 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- ◇第19条 : 条件変更等
- ◇第20条 : 設計図書の変更
- ◇第21条 : 工事の中止
- ◇第22条 : 請負者の請求による工期の延長
- ◇第23条 : 発注者の請求による工期の短縮等
- ◇第24条 : 工期の変更方法
- ◇第25条 : 請負代金額の変更方法等
- ◇第26条 : 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- ◇第27条 : 臨機の措置
- ◇第28条 : 一般的損害
- ◇第30条 : 不可抗力による損害

2-1. 工事標準仕様書(農地関係)(抜粋)

- ◆1-1-3 : 設計図書の照査等
- ◆1-1-16 : 工事の一時中止
- ◆1-1-17 : 設計図書の変更
- ◆1-1-18 : 工期変更

2-2. 林務関係工事標準仕様書(抜粋)

- ◆103 : 設計図書の照査等
- ◆115 : 工事の一時中止
- ◆116 : 設計図書の変更
- ◆117 : 工期変更

2-3. 林務関係森林整備工事標準仕様書(抜粋)

- ◆103 : 設計図書の照査等
- ◆113 : 工事の一時中止
- ◆114 : 設計図書の変更
- ◆115 : 工期変更

3. 愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領

1. 愛知県公共工事請負契約約款の条項

第1条(総則)

発注者及び請負者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 請負者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。
- 4 請負者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、届出、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 請負者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第9条(特許権等の使用)

請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、発注者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第16条(支給材料)

発注者が請負者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)の品名、数量、品質又は規格、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、請負者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 請負者は、支給材料の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書を提出しなければならない。
- 4 請負者は、支給材料の引渡しを受けた後、当該支給材料に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、請負者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料に代えて他の支給材料を引き渡し、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料の使用を請負者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 請負者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 請負者は、設計図書の定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料を発注者に返還しなければならない。
- 10 請負者は、故意又は過失により支給材料が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 請負者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第18条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条(条件変更等)

請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、請負者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と請負者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条(設計図書の変更)

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 請負者は、この契約の締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、設計図書に定めるところにより、発注者に提案することができる。
- 3 発注者は、前項の規定に基づく請負者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適当であると認められるときは設計図書を変更し、これを請負者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

第21条(工事の中止)

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって請負者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第22条(請負者の請求による工期の延長)

請負者は、天災等又は第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条(発注者の請求による工期の短縮等)

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第24条(工期の変更方法)

工期の変更については、発注者と請負者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては請負者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第25条(請負代金額の変更方法等)

請負代金額の変更については、発注者と請負者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と請負者とは協議して定める。

第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

発注者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は請負者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額の変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第27条(臨機の措置)

請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、請負者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

第28条(一般的損害)

工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害(第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第30条(不可抗力による損害)

工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と請負者又は下請負人のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を請負者に通知しなければならない。
- 3 請負者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により請負者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他請負者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

2-1. 工事標準仕様書(農地関係)

1-1-3(設計図書の照査等)

- 1 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、請負者に図面の原図を貸与又は電子データの提供をすることができる。ただし、標準仕様書、工事施工管理基準(農地関係)等公開されているものについては請負者が備えるものとする。
- 2 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、施工前の照査において該当する事実がない場合でもその結果を監督員に報告するものとする。ここで、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督員から更に詳細な説明、又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- 3 請負者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-16(工事の一時中止)

1 発注者は、契約約款第21条の規定に基づき、次の(1)又は(2)に該当する場合において、請負者が工事を施工できないと認められるときは、工事の中止内容を直ちに請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。また、(3)から(6)のいずれかに該当する場合は、工事の中止内容を請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、本章「1-1-51臨機の措置」第1項の規定により、請負者は、適切に対応しなければならない。

(1) 契約約款第17条に規定する工事用地等が確保されない場合

(2) 契約約款第21条に規定する天災等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適當又は不可能となった場合

(3) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合

(4) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

(5) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合

(6) 第三者、請負者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認めた場合

2 発注者は、請負者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。

3 第1項及び第2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-17(設計図書の変更)

設計図書の変更は、「愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領」の規定により行うものとする。

1-1-18(工期変更)

- 1 契約約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する(本条において以下、「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。
- 2 請負者は、契約約款第19条第5項及び第20条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を、契約約款第24条第2項に定める協議開始の日までに監督員に提出しなければならない。
- 3 請負者は、契約約款第21条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を、契約約款第24条第2項に定める協議開始の日までに監督員に提出しなければならない。
- 4 請負者は、契約約款第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第24条第2項に定める協議開始の日までに工期延長願を監督員に提出しなければならない。
- 5 請負者は、契約約款第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を、契約約款第24条第2項に定める協議開始の日までに監督員に提出しなければならない。

2-2. 林務関係工事標準仕様書

第103条 設計図書の照査等

- 1 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。
- 2 請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- 3 発注者は、第2項の規定による「条件変更確認請求通知書」が提出された場合、請負者の立会のうえ調査を行い、調査終了後2週間以内に調査結果を「条件変更確認通知書」により請負者に通知しなければならない。
- 4 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

第115条 工事の一時中止

- 1 発注者は、契約書第21条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、請負者に対してあらかじめ通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第146条臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。
 - (1)埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (2)関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
 - (3)工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合
- 2 発注者は、請負者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。
- 3 前2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

第116条 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

第117条 工期変更

- 1 契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。
- 2 請負者は、契約書第19条第5項及び第20条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 3 請負者は、契約書第21条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 4 請負者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 5 請負者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

2-3. 林務関係森林整備工事標準仕様書

第103条 設計図書の照査等

- 1 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。
- 2 請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- 3 発注者は、第2項の規定による「条件変更確認請求通知書」が提出された場合、請負者の立会のうえ調査を行い、調査終了後2週間以内に調査結果を「条件変更確認通知書」により請負者に通知しなければならない。
- 4 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

第113条 工事の一時中止

- 1 発注者は、契約書第21条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、請負者に対してあらかじめ通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第144条臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。
 - (1)埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (2)関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
 - (3)工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合
- 2 発注者は、請負者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。
- 3 前2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

第114条 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

第115条 工期変更

- 1 契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。
- 2 請負者は、契約書第19条第5項及び第20条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 3 請負者は、契約書第21条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 4 請負者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 5 請負者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領

愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下、「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2 設計変更とは愛知県財務規則第134条第1項の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、本要領第5の規定により、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に通知することを含むものとする。

(設計変更理由)

第3 設計変更は、愛知県公共工事請負契約約款、愛知県公共土木設計業務委託契約約款及び愛知県建築設計業務委託契約約款に規定する事項、又は、特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの。
 - ア 自然現象、その他不可抗力による場合
 - イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
 - ウ 地元調整等の処理による場合
 - エ 安全対策に基づく場合（交通誘導員、仮設工等）
- (2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの。
 - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
 - イ 地盤支持力の確認に基づく場合
 - ウ 土質・地質の確認に基づく場合
 - エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
 - オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
 - カ 諸経費調整に基づく場合
 - キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
 - ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
 - ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合
 - コ 事業の進捗を図ることを特に必要とする場合。
- (3) 許認可上の処理に伴うもの。

2 前項の語句の定義

- (1) 前項(1)アについて
「その他不可抗力」には、賃金・物価の変動を含む。
- (2) 前項(1)イについて
「他事業」とは、他機関、公益事業者等の現に実施中、又は計画中の事業とする。
- (3) 前項(1)ウについて、
円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。
なお、「地元調整等」とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。
- (4) 前項(1)エについて
「安全対策に基づく場合」とは、交通誘導員、仮設工等が必要となる場合やその数量を変更する場合である。
- (5) 前項(2)オについて
「建設リサイクル法等に基づく場合」とは、建設リサイクル法による特記事項の数量、処理方法、処理場等の変更する場合である。
- (6) 前項(2)コについて
本項は、別途に発注すべきいとまがない場合において、既発注工事の事業効果或は投資効果を促進するため、増工する場合等をいうものである。
なお、本項による増工が認められるのは、原則として継続事業であって、なおかつ既発注工事と工種・工法が基本的に異なるものであること。

(設計変更による契約変更の範囲)

- 第4 工事等の設計変更による契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 設計変更による増加の額又は累計増加の額が当初契約金額の30パーセント以内の場合。
ただし、別件発注するのが妥当な場合は除くものとする。
 - (2) 現に施行中の工事等と分離して施行することが著しく困難な場合であって設計変更による増加の額又は累計増加の額がやむを得ず当初契約金額の30パーセントを超える場合。
 - (3) 設計変更により減額する場合。

(設計変更の手続)

- 第5 設計変更はその必要が生じた都度、知事(本庁施工工事)又は所長(本庁施工工事を除く本庁契約工事及び所長委任工事)が行わなければならない。
ただし、その増減額が当初契約金額から20パーセント以下の変更（以下「軽微な変更」という。）の範囲を超えるまでの変更は、契約期間の末までにまとめて行うことができるものとする。

2 軽微な変更の範囲を超えて設計変更の手続きを行った場合において更に変更契約を行うときは、契約変更後の増減額が当初契約金額の20パーセント以下の額にあたる変更は軽微な変更として取り扱うものとする。

ただし、当初契約金額からの増減額の累計額が当初契約金額の30パーセントの額を超える場合は適用しないものとする。

3 第3条に該当するものとして、契約約款（条件変更）の規定に基づき、請負者から条件変更確認請求通知書（様式1）の通知があった場合、又は発注者自ら事実を発見した場合は、調査を行ったうえで調査結果を条件変更確認通知書（様式2）により請負者に通知しなければならない。

4 前項によるほか、必要な設計図書の変更は、知事又は所長が当該変更の内容を設計変更通知書（様式3）により、請負者に対し設計変更内容を通知しなければならない。

（契約変更の手続）

第6 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。

ただし、軽微な変更の範囲を超えるまでの変更は、契約期間の末までにまとめて行うことができるものとする。

2 契約変更に伴う変更予算執行書に添付する設計変更理由書には、本要領第3の「設計変更」に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない（該当する事項が2以上となる場合も同様とする。）。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行するものとする。

ただし、既契約の工事については、従前の例によることができるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行するものとする。